

住宅確保に配慮が必要な状況 と それを証明する書類の例

※ 住宅確保に配慮が必要な状況に複数該当する場合、提出書類は**いずれか1つ**を提出してください。

住宅確保に配慮が必要な状況	証明する書類の例
高齢者	(提出不要) ※ 60歳以上であることを住民票で確認します。
子育て世帯 (妊娠中を含む)	(提出不要) ※ 子ども(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)がいることを住民票で確認します。 ※ 子どもはいないが、現在妊娠中の場合は、母子手帳の写しを提出してください。
障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の写し ・療育手帳の写し ・精神障害者保健福祉手帳の写し <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;">氏名・生年月日・障害の状況等がわかるように写しを取ってください。</div>
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・在留カードの写し ・外国人登録証明書又は特別永住者証明書の写し
低額所得者	・申請者及び同居者の、所得証明書又はその他所得がわかる書類の写し (所得金額の内訳及び控除の内訳が記載されているもの)
被災者 (発災後3年以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の写し ・被災証明書の写し
新婚世帯 (婚姻から5年以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻届受理証明書の写し ・戸籍謄本・戸籍抄本の写し ※ 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係にある場合は、住民票の続柄に、「妻(未届)」「夫(未届)」の記載があることを確認します。

【その他、住宅確保に配慮が必要な状況】 ※ 証明する書類は問合せ先にご確認ください。

中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者等、DV被害者、北朝鮮拉致被害者等、犯罪被害者等、生活困窮者、矯正施設退所者、海外からの引揚者、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、養護者等による虐待を受けた者、低額所得世帯の学生、東日本大震災その他の著しく異常かつ激甚な非常災害による被災者、住宅確保要配慮者に対して住宅確保要配慮者に対して生活支援等を行う者